

# 経営発展支援事業

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みを支援します。

## 対象者

対象者：

### ◆交付対象者（すべてを満たす者）

- 独立・自営就時の年齢が49歳以下であり、今後を担う農業者として強い意欲を有していること。
- 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始※<sub>1</sub>し、独立・自営就農をしている又はする予定である者。
- 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。  
（見込 令和 年 月頃）
- 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。  
（見込 令和 年 月頃）
- 生産物や生産に必要な資材を交付対象者の名義で出荷・取引すること。  
（見込 令和 年 月頃）
- 青年等就農計画※<sub>2</sub>の認定を受けていること。  
（認定新規就農者であること。）
- 親元就農※<sub>3</sub>の場合は、継承する経営を発展させる計画を立てること。  
（所得、売上等を10%増又は生産コストを10%減）
- 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- 市税等の滞納がないこと。

#### ※1 「農業経営開始日」の考え方

本人の名義で以下のすべてを行っていて、その中で最も早い日。

なお、親の専従者給与を受けていた者は、受給開始日より営農していたものとみなします。

- ・農地の取得（貸借）した日。
- ・農業機械、施設等の取得（貸借）した日。
- ・農作物や資材等の出荷、取引した日。

#### ※2 「青年等就農計画」について

就農5年目には農業で生計が成り立ち、実現可能なものを作成する。

5年目の目標農業所得を250万円程度にすること。

#### ※3 「親元就農」の考え方

- ・親（三親等以内の親族）から農地を取得（貸借）する場合。  
（親の離農、死亡による取得も含む）
- ・親（三親等以内の親族）から農業機械・施設等を取得（貸借）する場合。
- ・親（三親等以内の親族）と同じ作物を導入する場合。

## 補助内容

◆補助対象 次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営に使用するもの

①機械・施設等の取得、改良又はリース

②家畜の導入

③果樹・茶の新植・改植

④農地等の造成、改良又は復旧

※ 1つの内容ごとに50万円以上であること。

※ 他の国の事業の対象ではないこと。

※ 複数の業者から見積書を徴取すること。

※ 耐用年数は5年以上20年以下であること。なお、中古の場合はそれに加え、中古資産耐用年数が2年以上であること。

※ 汎用性の高いものは対象外とする。

例) 軽トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト 等

◆補助率 補助対象事業費上限1,000万円の※1

うち3/4を超えない範囲で補助

※1 「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円。

## 採択方法

本事業活用する者の取組をポイント化し、全国で順位化し採択します。